

写

建 第 1068 号の 4
令和 7 年 12 月 18 日

一般社団法人 新潟県建築組合連合会長 様

新潟県土木部都市局建築住宅課長

盛土規制法判定チェックリストの改正について（通知）

日頃、県の建築行政に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

建築確認申請における宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の適合性確認については、令和 7 年 7 月 2 日付け建第 487 号の 4 で通知したところですが、これまでの問い合わせを受け、下記のとおり【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト」を改正したので、貴会員へ周知をお願いします。

記

1 規制対象外工事に関する注意事項の追加

許可対象となる宅地造成等に関する工事⑤について、高さ 2 m 以下かつ厚さが 30 cm を超えない場合は規制対象外である旨を追加

参考：盛土規制法施行規則

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 8 条 令第 5 条第 1 項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一～八（略）

九 宅地造成又は特定盛土等（令第 3 条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが 2 m 以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十（略）

2 その他

盛土規制法における許可申請以外の届出対象工事及び規制区域の確認方法に関するお知らせを追加

3 適用日

通知の日から

〔担当〕

建築指導係 町田

Tel : 025-280-5441（直通）

Mail : ngt160030@pref.niigata.lg.jp